

約款(LION FXのお客様用)対比表

2020年1月20日

(青字部分は追加、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第16条 (証拠金の預託)</p> <p>お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じるお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、証拠金を預託するものとします。</p>	<p>第16条 (証拠金の預託)</p> <p>お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引から生じるお客様の当社に対する全ての債務を担保するため、証拠金を預託するものとします。</p> <p>2. 証拠金の預託の受け付けは、お客様名義のみとします。</p>
<p>第18条(預託証拠金の返還)</p> <p>当社は、本口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの必要証拠金を超過する場合、預託証拠金の範囲内でお客様から超過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請求日から起算して4営業日以内に返還するものとします。</p> <p>2. お客様は、預託証拠金の返還の取扱いについて、当社が定める方法により行われることを承諾するものとします。</p>	<p>第18条(預託証拠金の返還)</p> <p>当社は、本口座の有効証拠金が当社の定める未決済ポジションの必要証拠金を超過する場合、預託証拠金の範囲内でお客様から超過額の全部または一部の返還請求を受けたときは、返還請求日から起算して4営業日以内に返還するものといたしますが、返還請求のあった口座に対し、第34条(解約)(4)～(12)および第35条(サービス利用の制限)(1)～(6)に該当すると当社が判断した場合、この限りではないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2. お客様は、預託証拠金の返還の取扱いについて、当社が定める方法により行われることを承諾するものとします。</p>
<p>第21条 (期限の利益の喪失)</p> <p>お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社から通知、催告等がなくても、当社に対する本取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) お客様の当社に対する本取引に関する債務について差し入れている担保の目的物等について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>(4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき</p> <p>(5) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき</p> <p>2. お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社の請求によって当社に対する本取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1) お客様の当社に対する本取引に関する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき</p>	<p>第21条 (期限の利益の喪失)</p> <p>お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社から通知、催告等がなくても、当社に対する本取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき支払いの停止または破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他法的倒産手続きの申し立てがあったとき</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) お客様の当社に対する本取引に関する債務について差し入れている担保の目的物等について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>(4) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき</p> <p>(5) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき</p> <p>(6) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき</p> <p>(7) お客様の心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき</p>

<p>(2) お客様の当社に対する債務（ただし、本取引に関する債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき</p> <p>(3) お客様が当社との本約款またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき</p> <p>(4) 前各号のほか、当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>3. お客様は第1項各号（ただし、(5)を除きます。）または第2項各号の事由のいずれかが生じた場合、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。</p>	<p>(8) お客様が死亡したとき</p> <p>2. お客様に次の各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様は当社の請求によって当社に対する本取引等に関するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。</p> <p>(1) お客様の当社に対する本取引に関する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき</p> <p>(2) お客様の当社に対する債務（ただし、本取引に関する債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。）があったとき</p> <p>(3) お客様が当社との本約款またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき</p> <p>(4) 前各号のほか、当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</p> <p>3. お客様は第1項各号（ただし、(5)を除きます。）または第2項各号の事由のいずれかが生じた場合、当社に対し直接書面をもってその旨の報告をするものとします。</p>
<p>第25条（担保物の処分）</p> <p>お客様が本約款に基づき当社に差し入れる預託証拠金を含む担保は、本取引を含むお客様と当社との間の全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。</p> <p>2. お客様が本取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様の計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合は直ちに弁済するものとします。</p>	<p>第25条（担保物の処分）</p> <p>お客様が本約款に基づき当社に差し入れる預託証拠金を含む担保は、本取引を含むお客様と当社との間の全ての取引において、お客様が現在及び将来において負担する一切の債務に対する担保とします。</p> <p>2. お客様が本取引に関して当社に負担する債務を当社が規定する期限までに履行しない場合、当社は事前に通知、催告を行わず、かつ必ずしも法律上の手続きによらないで、お客様が当社に差し入れた担保をお客様の計算において当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当するものとし、また当該充当を行った結果残債務がある場合、お客様は直ちに弁済するものとします。</p>
<p>第33条（免責事項）</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または法令、規則の変更等の理由により、お客様の本取引に関する注文に当社が応じえないことにより生じた損害</p> <p>(3) 電信、インターネットもしくは郵便の誤配や遅延または銀行</p>	<p>第33条（免責事項）</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社に故意または重過失があったことにより損害を生じた場合を除きます。</p> <p>(1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害</p> <p>(2) 外国為替市場の閉鎖または法令、規則の変更等の理由により、お客様の本取引に関する注文に当社が応じえないことにより生じた損害</p> <p>(3) 電信、インターネットもしくは郵便の誤配や遅延または銀行</p>

<p>送金の遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(4) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とを相当の注意を払って照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p>(5) 外国為替市場の状況が原因でお客様の指示した取引の全部または一部が約定しなかったことにより生じた損害</p> <p>(6) お客様、当社の通信機器及びコンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信回線、コンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、本取引に関する一切のコンピューター機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害</p> <p>(7) お客様のユーザーID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った本取引により生じた損害</p> <p>(8) 当社の責めに帰すことのできない事由で、お客様のユーザーID、パスワード等が漏洩、盗用されたことにより生じた損害</p> <p>(9) ロスカットルールに従ってポジションを処分した場合に生じた損害</p>	<p>送金の遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(4) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とを相当の注意を払って照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p>(5) 外国為替市場の状況が原因でお客様の指示した取引の全部または一部が約定しなかったことにより生じた損害</p> <p>(6) お客様、当社の通信機器及びコンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信回線、コンピューター機器のハードウェアやソフトウェアの障害、瑕疵、誤作動等、本取引に関する一切のコンピューター機器、システム、通信回線等の障害、瑕疵、誤作動により生じた損害</p> <p>(7) お客様のユーザーID、パスワード等につき、あらかじめ当社に登録されているものと一致していることを当社が確認して行った本取引により生じた損害</p> <p>(8) 当社の責めに帰すことのできない事由で、お客様のユーザーID、パスワード等が漏洩、盗用されたことにより生じた損害</p> <p>(9) ロスカットルールに従ってポジションを処分した場合に生じた損害</p>
<p>第34条（解約）</p> <p>お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(8)(9)(11)(14)(15)(18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。</p> <p>(1) お客様が当社に対して解約の申し入れをしたとき</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき</p> <p>(3) 第41条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき</p> <p>(4) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき</p> <p>(5) 当社が法人のお客様の実質的支配者の本人特定事項等の確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれ</p>	<p>第34条（解約）</p> <p>お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(7)(8)(9)～(11)(14)(15)(18)(19)(20)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると当社が判断した場合、当社は、事前の通知をすることなく、当該口座を凍結しいたします。当該口座の残高の取扱いについては、法令等に基づき、当社にて判断することとします。また、過去の取引まで遡って該当すると当社が判断した場合、過去の取引まで遡って約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。当社は、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。</p> <p>(1) お客様が当社に対して解約の申し入れをしたとき</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の</p>

に応じないとき

(6) 法人のお客様が実質的支配者の該当の有無等に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(7) 当社が本取引により発生した不足金の支払いを期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき

(8) 本口座が、他人名義もしくは架空名義で開設されていたこと及び名義人の意思によらず開設されたことが判明したとき、もしくは疑いがあるとき

(9) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っていることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき

(10) お客様の本口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断した場合

(11) 本口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されていることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき

(12) お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき

(13) お客様が反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(14) お客様が本取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき

(15) お客様が本取引を行うにあたり、本システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または本システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき

(16) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき

(17) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき

(18) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または本システムおよびインターネットの脆弱性もしくはインターネット市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき等、お客様が本取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき

(19) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき

(20) お客様（法人の場合は、実質的支配者）が、外国PEPs

解約を通告したとき

(3) ~~第 41 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき~~お客様の心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難または不可能となったとき

(4) 当社が口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき

(5) 当社が法人のお客様~~ら~~に対し、実質的支配者の本人特定事項等の確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき

(6) 法人のお客様が実質的支配者の~~該当の有無等~~に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

~~(7) 当社が本取引により発生した不足金の支払いを期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき~~

~~(8)~~ (7) 本口座が、他人名義もしくは架空名義で開設されていたこと及び名義人の意思によらず開設されたことが判明したとき、もしくは~~その~~疑いがあるとき

~~(9)~~ (8) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っていることが判明したとき、もしくは~~その~~疑いがあるとき

~~(10) お客様の本口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断した場合~~

~~(11)~~ (9) 本口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されていることが判明したとき、もしくは~~その~~疑いがあるとき

~~(12) お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは疑いがあるとき~~

~~(13) お客様が反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき~~

~~(14)~~ (10) お客様が本取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき

~~(15)~~ (11) お客様が本取引を行うにあたり、本システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または本システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと当社が判断したとき

(12) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき

(13) 当社が本取引により発生した不足金の支払いについて期間を定めて求めたにもかかわらず、お客様がこれに応じないとき

(14) お客様の本口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断したとき

<p>(重要な公的地位を有する者)に該当することとなったとき、もしくは該当することとなったと当社が合理的に判断したとき</p> <p>(21) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、本口座の解約の申し出をしたとき</p>	<p>(15) お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力であることが判明したとき、もしくはその疑いがあるとき</p> <p>(16) お客様が反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>(16) (17) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(17) (18) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していたく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(18) (19) 当社が提供するレート等の不正な取得もしくは利用、または本システムおよびインターネットの脆弱性もしくはインターネットバンク市場等の混乱等の利用等、不当な行為により取引を行ったと当社が判断したとき、あるいはお客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したと当社が判断したとき等、お客様が本取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき</p> <p>(20) 逆コンパイルまたは逆アセンブル等、本システムを解析するための一切のリバースエンジニアリング行為を行っているとき</p> <p>(21) お客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生したとき</p> <p>(22) お客様が本取引を利用することが不適当だと当社が判断したとき</p> <p>(19) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っていると当社が判断したとき</p> <p>(20) (23) お客様（法人の場合は、実質的支配者）が、外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当することとなったとき、もしくは該当することとなったと当社が合理的に判断したとき</p> <p>(21) (24) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、本口座の解約の申し出をしたとき</p>
<p>第 35 条（サービス利用の制限）</p> <p>当社は、お客様が本取引を行うことが不適当と判断した場合、お客様の本取引に関するサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。</p> <p>2. 当社がお客様の本サービスの利用を禁止した場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。</p>	<p>第 35 条（サービス利用の制限）</p> <p>当社は、お客様が本取引を行うことが不適当と判断した場合、お客様の本取引に関するサービスの利用を制限し、または禁止することができるものとします。</p> <p>2. 当社がお客様の本サービスの利用を禁止した場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。</p> <p>お客様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、サービス利用を制限するものとします。</p> <p>(1) 本口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていたことおよび名義人の意思によらず開設された疑いがあるとき</p> <p>(2) マネーロンダリング等の公序に反する取引、その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行っている疑</p>

	<p>いがあるとき</p> <p>(3) 本口座が詐欺、恐喝、出資法違反等の違法行為に利用されている疑いがあるとき</p> <p>(4) お客様、またはお客様の近親者、役職員、代理人等が暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力である疑いがあるとき</p> <p>(5) お客様が本取引を行うにあたり、本システム、通信機器、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等または本システム以外のツール等により、本システムおよび約款等が想定する適切、適正な方法以外の方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行った疑いがあるとき</p> <p>(6) お客様が取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行っている疑いがあるとき</p> <p>(7) お客様の本口座の利用が法令または公序良俗に反すると当社が判断したとき</p> <p>(8) お客様と当社との間の信頼関係を喪失させるやむを得ない事由が発生した疑いがあるとき</p> <p>(9) 逆コンパイルまたは逆アSEMBル等、本システムを解析するための一切のリバースエンジニアリング行為を行っている疑いがあるとき</p> <p>(10) お客様（法人の場合は、実質的支配者）が、外国 PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当する可能性があるとき</p> <p>(11) お客様が本取引を利用することを不適当である可能性があるときと当社が判断したとき</p> <p>(12) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、サービス利用の制限を行わなければならないとき</p>
<p>第 36 条(契約締結時の書面の交付)</p> <p>当社は、お客様に対し、金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている契約締結時の書面として、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面を電子交付するものとし、お客様は、これに同意するものとします。</p> <p>2. 当社が交付した書面の内容について、15 日以内にお客様から問い合わせがなかった場合、その内容について疑義ないものとします。</p> <p>3. 当社の電子交付の方法は、当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供するものとします。</p> <p>4. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは本システムを必要とします。</p> <p>5. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。</p>	<p>第 36 条(契約締結時の書面の交付)</p> <p>当社は、お客様に対し、金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている契約締結時の書面として、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面を電子交付するものとし、お客様は、これに同意するものとします。</p> <p>2. 当社が交付した書面の内容について、交付から 15 日以内にお客様から問い合わせがなかった場合、その内容について疑義がないものとします。</p> <p>3. 当社の電子交付の方法は、当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供するものとします。</p> <p>4. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは本システムを必要とします。</p> <p>5. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。</p>

<p>第 37 条（個人情報等の取扱い）</p> <p>当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001）」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報等の取扱いについて 1.（2）利用目的および本条第 2 項の目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。</p> <p>2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ユーザーID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。</p> <p>3. 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実特法」といいます。）等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合（納税の義務があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。</p> <p>4. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前 2 項の内容を承諾するものとします。</p>	<p>第 37 条（個人情報等の取扱い）</p> <p>当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項（JIS Q15001）」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報等の取扱いについて 1.（2）利用目的および本条第 2 項の目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。「個人情報等の取扱いについて 1.（2）利用目的」記載の目的、並びに本条第 2 項及び同第 3 項に記載した目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。</p> <p>2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合（該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ユーザーID、取引内容（口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等）、その他米国内国歳入庁が指定する情報を米国内国歳入庁に提供することがあります。</p> <p>3. 当社は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実特法」といいます。）等に基づき、お客様が日本以外の国または地域において、納税の義務がある場合（納税の義務があると当社が判断する場合を含む。）、お客様の氏名、住所、居住地国の名称、外国納税者番号、ユーザーID、口座残高、年間損益等の情報を所轄税務署長を通じて、国税庁に提供することがあります。</p> <p>4. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあたっての個人情報等の取扱いについての内容及び本条前 2 項の内容を承諾するものとします。</p>
<p>第 39 条（合意管轄）</p> <p>お客様と当社との間の本取引に関する訴訟は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 39 条（合意管轄）</p> <p>お客様と当社との間の本取引に関する訴訟は、当社本店所在地を管轄する裁判所大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 41 条（約款の変更）</p> <p>本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認めた場合には変更されることがあります。</p> <p>2. 本約款の変更がお客様に従来認められていた権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課するものである場合、当社は、原則として変更事項を当社ホームページで掲示する等、当社の定める方法によりお客様にお知らせするものとし、所定の期日を経過してもお客様から異議の申し出がないときは、本約款の変更に同意したものとします。</p>	<p>第 41 条（約款の変更）</p> <p>本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認めた場合に、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットその他相当の方法により周知します。には変更されることがあります。</p> <p>2. 本約款の変更がお客様に従来認められていた権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課するものである場合、当社は、原則として変更事項を当社ホームページで掲示する等、当社の定める方法によりお客様にお知らせするものとし、所定の期日を経過してもお客様から異議の申し出がないときは、本約款の変更に同意したものとします。</p>
<p>平成 30 年 8 月 27 日現在</p>	<p>2020 年 1 月 20 日現在</p>

